

① 確認書又は住宅性能評価書の添付が無い場合(法5条1項から5項)

住棟の床面積の合計		新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建		68,000	99,000
共同住宅等 (m ²)	500以内	157,000	230,000
	500超え 1,000以内	247,000	364,000
	1,000超え 3,000以内	488,000	722,000
	3,000超え 5,000以内	876,000	1,298,000
	5,000超え 10,000以内	1,511,000	2,241,000
	10,000超え 20,000以内	2,805,000	4,161,000
	20,000超え 30,000以内	4,028,000	5,976,000
30,000超え		4,949,000	7,343,000

② 確認書又は住宅性能評価書の添付がある場合(法5条1項から5項)

住棟の床面積の合計		新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建		15,000	21,000
共同住宅等 (m ²)	500以内	25,000	36,000
	500超え 1,000以内	39,000	56,000
	1,000超え 3,000以内	62,000	92,000
	3,000超え 5,000以内	98,000	145,000
	5,000超え 10,000以内	147,000	219,000
	10,000超え 20,000以内	248,000	370,000
	20,000超え 30,000以内	313,000	468,000
30,000超え		355,000	531,000

③ 確認書又は住宅性能評価書の添付が無い場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建	34,000	49,500
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(①による)を徴収する。	

④ 確認書又は住宅性能評価書の添付がある場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円
戸建	7,500	10,500
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(②による)を徴収する。	

⑤ ①～④-2に建築基準関係規定の審査の申し出がある場合(法6条2項)

・①～④-2の認定手数料に、棟全体の延床面積に対する建築確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料(該当する場合)及び昇降機確認手数料(該当する場合)を加算する。

⑥ 譲受人決定による変更(法9条)及び地位の継承(法10条)の場合

	認定申請手数料(棟単位)円
一件につき	5,000